

## 郡山版図柄入りナンバープレートデザイン制作業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、郡山市が、郡山版図柄入りナンバープレートデザイン制作業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、事業者の有する知識や経験、事業提供力を総合的に評価し、最も適格と判断される事業者を選定するために、必要な事項を定める。

### 1 業務概要

- (1) 業務名 郡山版図柄入りナンバープレートデザイン制作業務委託
- (2) 事業の目的 本市は国土交通省が進める図柄入りナンバープレートの令和9年度導入を目指しており、令和8年秋に予定されている導入申請・図柄提案に向けて準備に取り組んでいる。  
本業務は、郡山市を象徴的に示す視覚的な図柄入りナンバープレートの選定に必要なデザイン案の制作することを目的とする。
- (3) 業務内容 郡山版図柄入りナンバープレートデザイン制作業務委託仕様書のとおり。
- (4) 業務期間 契約締結日から令和8年9月4日（金）まで。
- (5) 提案上限金額 ￥834,900円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 郡山市内に本店、支店又は事業所を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和7年3月28日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終了又は再生手続終了の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (5) 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- (6) 国税及び郡山市税を滞納している者でないこと。

### 3 スケジュール

公告	令和8年3月24日（火）
質問受付締切	令和8年4月10日（金） 17時15分まで

質問回答	令和8年4月17日（金）
参加申込書等の受付締切	令和8年5月8日（金） 17時15分まで
資格審査結果通知	令和8年5月15日（金）
書面審査	令和8年5月18日（月）～令和8年5月下旬予定
結果通知	令和8年5月下旬予定
見積徴取及び契約締結	令和8年6月上旬予定

#### 4 質問の受付及び回答

##### (1) 提出期限

令和8年3月24日（火）から令和8年4月10日（金）17時15分まで

※提出期限経過後の質問及び指定した提出方法以外の質問は一切受け付けない。

##### (2) 提出方法

質問書回答書（様式3）により、次の送信先まで電子メールで提出すること。

なお、必ず電話で送信確認をすること。

送信先：sougoukoutuu@city.koriyama.lg.jp

メールの件名：「【商号又は名称等】郡山版図柄入りナンバープレートデザイン制作業務委託に関する質問」

##### (3) 回答日及び回答方法

令和8年4月17日（金）までに、郡山市ウェブサイト上に掲載（社名非公表）。

#### 5 参加申込書等の作成及び提出

##### (1) 提出書類及び提出部数

No	名称	提出部数	様式
1	参加申込書	1部	様式1
2	参考見積書		任意様式
3	企画提案書	正本1部 副本7部 ※5	
4	印鑑証明書 ※1	1部	-
5	履歴事項全部証明書 ※2		-
6	納税証明書 ※3		-
7	委任状 ※4		様式2

##### ※1 印鑑証明書

本業務の公告以降に発行されたものとする。

##### ※2 履歴事項全部証明書

提出は法人のみ。本業務の公告以降に発行されたものとする。

##### ※3 納税証明書

(1) 提出書類及び証明年度は、下表の各欄に記載のとおりとする。

(2) 証明日は、本業務の公告以降に発行されたものとする。

税目	提出書類	証明年度
国税	様式その3の3（法人）又は様式その3の2（個人）	-
郡山市税	法人市民税（法人）又は住民税（個人）	直近1年分

※4 委任状

支店、営業所等で申請を行う場合のみ、提出が必要。

※5 副本

参加事業者名等が特定出来ないよう処理し提出すること。

(2) 企画提案書作成にあたっての留意事項

ア 提案は1者につき、1件とする。

イ 企画提案書は、A4判・横方向にて記載し、印刷したものを、左とじ（ダブルクリップ留め）をして提出すること。

ウ 記載する文字の大きさは、11ポイント以上で記入すること。

エ 企画提案書はA4判で30ページ（表紙、目次を除き、図表等を含む。両面印刷で15枚）を上限として、仕様書に記載のある業務内容を踏まえ簡潔かつ明瞭に記載すること。

特に、デザインコンセプト、ナンバープレートデザイン案（3案）、アンケート実施方法、業務実施体制・スケジュールは具体的に記載すること。

オ 専門用語や略語等には注釈を付すなど、一読して理解しやすいものとする。

(3) 提出期限

令和8年5月8日（金） 17時15分まで

(4) 提出先

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号

郡山市都市構想部総合交通政策課（郡山市役所本庁舎3階）

(5) 提出方法

郵送又は持参にて提出

※郵送の場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによるものとし、令和8年5月8日（金）17時15分までに到着したものを有効とする。

※持参の場合は、郡山市の休日を守る条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日を除く8時30分から17時15分までの受付とする。

6 契約候補者の選定

(1) 資格審査

「2 参加資格」の事項を全て満たす者が審査する。結果については、令和8年5月15日（金）までに書面により通知する。

(2) 選定方法

郡山版図柄入りナンバープレートデザイン制作業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会設置要綱に規定する郡山版図柄入りナンバープレートデザイン制作業務委託に係る公募

型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）の委員が、提出された企画提案書等について書面審査を実施し、選定委員の評価点を合算した値が最も高い者を契約候補者、次に高い者を次順位者として決定する。

書面審査に当たり、委員は必要に応じ、質問を実施できるものとする。

結果については、書面により通知する。

なお、評価点の最も高い者が複数いた場合、見積金額が低い者から順に契約候補者、次順位者とする。

### （３）選定基準

提出された企画提案書等について、下記の事項に基づき選定委員が採点を行う。

#### 【選定基準】

選定項目		選定基準	配点
企画提案内容	①コンセプト	図柄入りナンバープレート制作にあたり、本業務内容及び本市の特性等を理解したコンセプトの提案となっていると認められる場合に、優位に評価する。 (理解度、的確性、独自性、創造性)	25点
	②デザイン	コンセプトを踏まえ、市内外へ郡山市の魅力やイメージを広く発信・PRをすることが可能な図柄入りナンバープレート(案)の提案となっていると認められる場合に、優位に評価する。 (独自性、創造性)	25点
	③アンケート	市民アンケートについて、回答フォームの内容及び管理方法、結果集計等の実施方法が具体的であり、優れた提案となっていると認められる場合、優位に評価する。 (理解度、的確性)	15点
業務遂行能力	④提案内容の実現性	コンセプト及びデザイン制作、市民アンケートを実施するにあたり、業務実施体制、スケジュール等が優れているとみられる場合に、優位に評価する。 (実現性、積極性)	15点
	⑤提案内容の一貫性	企画提案内容(コンセプト・デザイン・アンケート)から業務遂行能力(提案内容の実現性)の内容が一貫しているものを評価する。	10点
費用対効果	⑥参考見積	提案内容に対し適切な金額であるか。 (下記採点方法により採点する。)	10点

合計	100点
----	------

※参考見積の採点方法

配点×（申込者のうち最も低い見積金額）÷（見積金額） ※小数点以下切捨て

※参加申込者が1者のみであった場合でも、提出された企画提案書等により発注者が求める目的に沿った提案であると判断した場合には、その者を契約候補者とするに何ら支障がないものとする。

7 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

8 契約条件

(1) 提出された企画提案書等について選定委員会で審査し、最も優れている提案者を契約候補者として、随意契約の手続きを行う。

なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。

- (2) 契約候補者の特定から契約締結までに「7 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- (3) 契約保証金については、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）第8条第1項第5号により免除とする。
- (4) 契約書の作成を要する。
- (5) 委託料の支払いについては、発注者は、全ての業務完了後に行う検査合格の後、受注者が提出する適正な請求書を受理した日から 30 日以内に行うものとする。

9 担当部局

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号  
郡山市都市構想部総合交通政策課企画係  
電話番号：024-924-3721  
FAX番号：024-938-2720  
E-mail：sougokoutuu@city.koriyama.lg.jp

10 その他

- (1) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。

- (2) 提出書類は返却せず、著作権は参加申込者に帰属する。
- (3) 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に関する費用は、参加申込者の負担とする。
- (5) 本プロポーザル実施に関する審査結果については、郡山市ウェブサイトに掲載する。